

神崎町被災者住宅再建資金利子補給事業補助金について

町では、東北地方太平洋沖地震により居住していた住宅に被害を受けた方が、住宅の再建のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合に、町が利子補給を行うことにより、負担の軽減を図り、住宅再建を促進します。

◎対 象

この補助金を受けることができる人は、次の項目すべてに該当する個人に限ります。

- 1. り災していることの証明を市区町村の長から受けた住宅を自己又は親族が所有する人で、 震災発生時に自己又は親族がその被災住宅に居住していた人
- 2. 被災住宅に代わる住宅の建設若しくは購入を町内で行う人及び町内の被災住宅の補修を行う人
- 3. 住宅再建資金について、平成23年3月11日以降に金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、平成24年3月31日までに融資の実行を受けた人
- 4. 利子補給を受けようとする融資について、同様の利子補給を他から受けていない人

○利子補給の対象となる借入金

被災した住宅に代わる住宅の建替えや購入、被災した住宅の補修のために借入れする人

◎利子補給の対象となる借入金の限度額

100万円以上500万円以下

◎利子補給率

年利2%以内

○利子補給期間

5年以内

◎申込み期限

金融機関に融資の申し込みを行った日から原則として1ヶ月以内。但し、既に金融機関に申込みを行った人も申込みできます。

◎利子補給の交付

利子の支払いが確認できた利子分について年1回交付

◎必要書類

- 住民票謄本又は外国人登録原票記載事項証明書
- ・申込者と被災した住宅の所有者及び居住者との親族関係のわかる書類
- ・り災証明書(市区町村の長が発行したもの)
- ・被災した住宅の登記事項証明書
- ・被災した住宅に代わる住宅に新築若しくは購入又は被災した住宅の補修に係る見積書
- ・その他町長が必要と認める書類

借入の資金については、金融機関とご相談ください。



問い合わせ先 まちづくり課(建設係) 72-2114(内線282)